

橋本市規則第 21 号

橋本市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

橋本市都市計画法施行細則(平成 22 年橋本市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号の 1 を次のように改める。

設計説明書(その1)

開発区域(工区)の名称				申請者氏名				
予定戸数		戸	計画人口	人	人口密度	人/ha		
設計の方針	目的							
	方針							
地域地区等	都市計画区域内 非線引き区域	用途地域等						
	宅地造成等工事 規制区域	その他						
土地の現況	地目	区 分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
		面積(m ²)						
		比 率						100%
	所有者別	区 分	自己所有地	買収予定	地主還元	その他		合計
		面積(m ²)						
		比 率					100%	
土地の利用計画	区 分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計	
	面積(m ²)							
	比 率					100%		
公共施設の整備計画	種 類	計 画 概 要					管理予定者	
	道 路	幅員	全長	勾配	路面			
	排水施設	方法	構造					
		放流先	管理者					
	給水施設							
	ガス供給施設							
	公園、緑地、広場							
	消防施設							
	公益的施設							
その他								
備考								
<p>1 設計の方針欄には、計画上周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入すること。</p> <p>2 公共施設の整備計画欄の公益的施設には、法第29条第1項第3号及び政令第27条の公益的施設について記入すること。</p>								

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。